

井手町立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

I 計画の趣旨、現状

1 計画の趣旨

本計画は、井手町で働く教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うものです。計画策定にあたっては、単に時間外在校等時間の縮減を目的とするものではなく、教育活動の質の維持向上を図るための教育改革の一環として位置付け、計画を策定します。

2 本町の現状

本町では、令和2年4月に、町立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「井手町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
井手小学校	月34時間	36.65%	2.26%
多賀小学校	月27時間	14.74%	0.00%
泉ヶ丘中学校	月42時間	41.28%	10.21%

【内容分析】

こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定します。

Ⅱ 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を20日以上とする

【15. 43日】

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満まで減少させる【12. 1%】

(3) 本計画の実施状況については、各年度ごとに、把握した結果や職員ニーズを踏まえて、その後の対策や計画の見直し等を図る。

Ⅲ 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

Ⅳ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 保護者及び、子ども見守り隊を中心とした地域住民による通学路の見守り活動を推進します。
- 勤務時間外における校外の見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回り

は原則行わないこととします。

- 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- 地域住民を講師とした校外学習等については、令和8年度に発足予定のコミュニティ・スクール導入準備委員会において、教師の負担軽減についても検討を行います。
- 学校給食費について、令和11年度を目途に公会計化を行います。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答については、調査内容、回答方法などを精査し学校の負担軽減を図ります。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理について、学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ必要に応じてICT 巡回相談員を活用します。
- 校舎の開錠・施錠について、職員間の役割分担を見直し、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備します。
- 校内清掃について、学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の範囲等の合理

化を図るものとしします。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備や事務作業等を補助する教員業務支援員の配置拡充を検討する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し等、日課表の工夫を行います。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組めます。
- ストレスチェックの回答率を100%にし、実施後の集団分析

の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。

- 心身の健康問題については、京都府のメンタルヘルスカウンセリング事業を積極的に活用する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- 令和11年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進します。

V 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、井手町内各小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握します。
- 時間外在校等時間にかかる目標達成については、各学校で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、教育委員会で実施しているストレスチェックの結果から把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保等が課題とな

っている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、定例の校長会議や教頭会議において、本計画の周知や現状把握を行います。